

平成30年4月から

# 国民健康保険制度が変わります

## シリーズ4 国民健康保険税について

### 保険税の決め方

これまでは市町村が個別に保険給付費等を推計し、保険税額を決定していました。

平成30年度からは、都道府県が市町村ごとの医療費水準や所得水準を考慮した「国保事業納付金」の額と「標準保険料率」を示します。町は、医療、後期、介護それぞれに示された「国保事業納付金」等を支払うために、県から示された「標準保険料率」を参考に市町村が保険税額を決め、賦課・徴収を行います。

### 主な改正点

- 均等割、平等割は、県の標準保険料率に近づけます。
- 資産割を見直し、将来的にはゼロを目指します。

### 税率変更(平成30年4月から)

区分		改正前	改正後	増減
医療分	所得割	5.5%	5.1%	△ 0.4%
	資産割	24.0%	12.0%	△ 12.0%
	均等割	25,000円	23,500円	△ 1,500円
	平等割	25,000円	17,000円	△ 8,000円
後期高齢者支援分	所得割	1.3%	2.5%	1.2%
	資産割	2.6%	1.3%	△ 1.3%
	均等割	5,800円	10,000円	4,200円
	平等割	5,100円	7,000円	1,900円
介護分	所得割	1.2%	2.1%	0.9%
	資産割	7.2%	3.6%	△ 3.6%
	均等割	7,500円	10,500円	3,000円
	平等割	5,000円	5,000円	—円
合計	所得割	8.0%	9.7%	1.7%
	資産割	33.8%	16.9%	△ 16.9%
	均等割	38,300円	44,000円	5,700円
	平等割	35,100円	29,000円	△ 6,100円

#### 【ケース①】

夫と妻の2人(65歳以上で介護分対象外)が国民健康保険に加入の場合

\*夫の課税所得 1,500,000円

\*固定資産税額 50,000円ならば

改正前 ▶▶▶ 年税額 184,500円

改正後 ▶▶▶ 年税額 186,500円

2,000円の増  
改正前より1.08%増

#### 【ケース②】

40歳代夫婦、未成年の子ども1人の3人世帯(夫婦は介護分対象)

\*夫の課税所得 1,500,000円

\*固定資産税額 50,000円ならば

改正前 ▶▶▶ 年税額 253,000円

改正後 ▶▶▶ 年税額 272,400円

19,400円の増  
改正前より7.67%増

※国民健康保険税は、前年中の所得額(退職所得は除く)とその年の固定資産税に対して課税されます。所得税や住民税のように扶養等の控除がありませんので、ご注意ください。

国民健康保険に加入している皆さんには、ご負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

### 入院時の食事代の変更

4月から、国民健康保険加入世帯で住民税課税世帯の方は、入院時の食事代が1食あたり360円から **460円**に変更になります。住民税非課税世帯は変更ありません。

### 葬祭費の改正

国民健康保険の加入者が死亡したとき、葬儀を行った方(喪主)に葬祭費3万円が支給されていましたが、平成30年4月1日以降に死亡された場合、5万円が支給されます。

#### —国民健康保険からのお願い—

国民健康保険以外の保険に加入後、資格喪失手続きをしない場合、国民健康保険税が課税され続けます。必ず役場にて、国民健康保険の資格喪失手続きをお願いします。

■問合せ 町民税務課 ☎ 47-8015